

防府市保育所障害児受入促進事業実施要綱

平成 22 年 4 月 1 日制定

（目的）

第 1 条 この要綱は、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行い、児童の福祉の向上を図る保育所障害児受入促進事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 事業の実施主体は、防府市とする。

2 事業内容は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 12 条に規定する幼保連携型認定こども園への委託により実施する。

（対象施設）

第 3 条 事業の対象となる保育所等は、当該年度中又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所等とする。

（事業内容）

第 4 条 事業の内容は、既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等とする。

（費用）

第 5 条 市長は、事業を実施する保育所等に対し、予算の範囲内で、別に定める事業費を支出するものとする。

（事業計画）

第 6 条 事業を実施しようとする保育所等は、事業内容等を記載した計画書を提出しなければならない。

（実績報告）

第 7 条 事業を実施した保育所等は、事業が完了したときは、速やかに実績を報告しなければならない。

(関係書類の整備)

第8条 事業を実施した保育所等は、当該事業に関する帳簿及び関係書類を整備し、事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関する必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。